

自由権規約委員会

第7回日本政府定期報告の提出に先だつ質問事項(リスト・オブ・イシュー)

A. 自由権規約の履行に関する新たな方策や進展を含む、国内の人権状況についての一般的情報

1. 自由権規約委員会による前回の総括所見(CCPR/C/JPN/CO/6)に含まれる勧告を履行するための取り組みに関する情報を提供してください。同時に、統計データや前回の勧告の実施過程を審査する機構についても情報も提供してください。前回の総括所見の採択以降に起こった、人権が促進され擁護されている法的及び制度的な枠組みの顕著な進展についても報告してください。例えば、自由権規約の条文が国内の裁判所や他の法執行機関によって引き合いに出されたとか、規約の適用や解釈についての弁護士や判事そして検察官に対する指導計画などを含みます。

B. 委員会による前回の勧告に関して、規約の1条から27条の履行についての特定情報

規約の履行が含まれる憲法上及び法的な枠組み(第2条)

2. 個人通報制度を備える規約の第1選択議定書への加入問題について締約国の現在の立場を明確にしてください。
3. 政府による憲法改正草案の一部として、基本的人権の不可侵性を維持する憲法97条の削除の提示が、自由権規約の権利を含む、人権の擁護を国内的に揺るがすとの懸念に込めてください。
4. 前回の総括所見(パラグラフ7)に関して、人権の促進と擁護の立場に沿った国内機関の原則(パリ原則)(総会決議48/134、付属文書)に従い、独立した国内人権機関の設立に向けた進展について報告してください。

差別禁止と国籍、人種あるいは宗教に基づく憎悪を提唱することの禁止

5. 前回の総括所見(パラグラフ11)に関し、差別に取り組む総括的な反差別法の採択に向けて、どのような措置を講じたか、あるいは講じているかを提示してください。この中には私的領域を含む、直接、間接そして複合的な差別を禁止すること、そして肌色、言語、政治的あるいは異なる意見、出身国、財産、出自、性的指向、性同一性やその他の地位などを含む、差別に対して禁止されている理由の総括的なリストを含んでいること。同時に、婚外子の立場に関する、すべての差別的な条項を排除するための措置について報告してください。



6. 前回の総括所見(パラグラフ 12)を考慮し、中国人や部落民、琉球・沖縄諸島における先住民、そして、取り分け、在日朝鮮・韓国人などの少数民族に対する差別を煽り立てる街頭デモや、差別を助長するメディア内を含むデマ話の拡散など、政治的な集会の場やメディアで、そしてインターネット上を含む、広範な人種差別やヘイトスピーチに関する報告に回答してください。2016年5月に成立した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が直接的にヘイトスピーチの禁止、あるいはこのような行為を処罰することにならない、と云う懸念に応えてください。また、次の事柄に対する対策についても報告してください。(a) 差別や敵愾心あるいは暴力を煽る人種的優生あるいは憎悪を提唱するすべての宣伝活動の禁止について (b) これらの宣伝活動の拡散を意図するデモの抑制について (c) 2016年3月30日、法務省から発表されたヘイトスピーチの実態と被害の調査結果に関する報告のその後について (d) 人種差別に対する意識の向上と裁判官や検察官、そしてヘイトや人種的偏見の基づく犯罪を追及する警察官に対する教育について。(e) 人種差別主義者の意図が社会環境の悪化を構築していることについて。また、警察に報告されたヘイトクライムの件数とその取調べと有罪についての情報も提供してください。
7. 前回の総括所見(パラグラフ 11)を考慮し、LGBT に対する政治家による同性愛嫌悪や性同一性嫌悪の発言、そして差別や汚名返上への取り組みで前進したことについて報告してください。特に、就職活動や教育、健康管理、福祉、行政サービスなどについての状況を、教育制度の中を含めて報告してください。同時に、(a) これらの人たちの平均より高い自殺率に対する取り組みを報告してください。(b) 国レベルで同性婚に対する公的承認に向けて対策が取られたか明確にしてください。(c) 生殖器官あるいは生殖機能の喪失、性確認手術、そして未婚者の権利など、性転換に対する法的承認の必要性が自由権規約と両立しているかどうか説明してください。そして、(d) 性同一性の受刑者が拘留施設において不当な処遇を受けているとの報告に取り組んでください。

男女の平等 (規約 3 条および 25 条)

8. 前回の総括所見(パラグラフ 8)に関して、離婚後、再婚を望んでいる女性に対する再婚禁止期間の廃止に向けて検討がなされているか、そして、男女共に最低結婚年齢を18歳とするために取られた措置についても報告してください。また、実質的に夫の姓名を採用することを女性に課している、結婚した両名が同じ姓名を使用しよう求めている民法 750 条の改正に進展があったか示してください。部落民やアイヌ民族、そして在日韓国・朝鮮人などの少数民族の女性を含め、女性議員の増加に進展が見られたか情報を提供してください。

緊急事態と反テロ対策(4 条、9 条、14 条、17 条、19 条、21 条及び 22 条)

9. 改憲草案が緊急時において広範な特例を含んでいるとの懸念について説明してください。そして、緊急事態に対処する規定の改正が自由権規約第 4 条に逸脱しないための措置について詳しく述べてください。組織的犯罪処罰法(いわゆる共謀罪)が、「組織的犯罪集団」や「計画」そして「準備行為」など、罪刑法定主義や予見可能性の原則に従っていないと言われている、取り分け、共謀罪に制限のない要素により、そして付属書 4 に含まれた 277 件の新たな犯罪が、明らかにテロや組織的犯罪に関係ない犯罪を含んでいる事実により、表現、集会そして結社の自由を過度に制限し、自由や安全に対

する権利や、公正な裁判を受ける権利を侵害しかねないとの懸念について述べてください。

性的及びDV(配偶者間暴力)を含む女性に対する暴力(2条、3条、6条、7条及び26条)

10. 前回の総括所見(パラグラフ10)と女性差別撤廃委員会から出された最新の総括所見(CEDAW/C/JPN/CO/7-8,パラグラフ23)に鑑み、DVを克服するための新たな対策について報告してください。例えば、裁判所による緊急保護命令の発行の遅れに対する取り組みや、DVに関するすべての報告書の調査や加害者への罰則、そしてDVの被害者である外国人女性移住者や少数民族社会の人たちに対して、十分な支援対策や、入国滞在条件の消失に関して関連する保証が適切に確保されているかについてです。強姦に対する限定的な定義の拡大や、地位を利用した強姦行為やその他の性犯罪の確認、そして現在13歳に設定されている性交の合意年齢の引き上げに対する関係立法の改正が行われたか、明確に説明してください。また、配偶者への強姦に対して明白な犯罪行為と見なし、合意年齢未満の子どもへの強姦に対して最低限の罰則を加える計画があれば報告してください。

生きる権利、拷問及び他の残虐な非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰の禁止、公正な裁判、そして子どもの権利(6条、7条、14条、そして24条)

11. 前回の総括所見(パラグラフ13)と締約国のフォローアップへの回答(CCPR/C/116/2とCCPR/C/120/2を参照)に対する規約委員会の評価に関して。
- (a) 死刑廃止と第2選択議定書の承認に向けて対策が予定され、あるいは講じられているか明確にしてください。廃止への途中として、死刑が規約の第6条2項にあるように、最も重大な犯罪のみに科せられている、すなわち、故意の殺人を含む極めて重大な犯罪だけである、と確認するための対策が取られていますか。
 - (b) 下記の事柄について対策が取られているか報告してください。(1) 死刑確定者個人とその家族に対して、死刑執行の予定日と時間を適切な時期に事前に知らせること。(2) 極めて例外的な状況や厳格に限定された期間を例外として、死刑確定者を独居房に収監しないこと。(3) 極刑における冤罪を防ぐための法的安全策を強化すること。(4) 拷問や虐待によって得られた自白は、極刑における証拠として認められないことを保障すること。(5) 死刑確定者と弁護人とのすべての接見に対し、厳格な秘密性を保障すること。
 - (c) 極刑に際して、義務的で効果的な見直し制度が確立されたかどうか、そして刑執行の猶予効果のある再審と恩赦を要求できる条件を説明してください。
 - (d) 重度の心理社会的及び知的障害のある人が死刑の対象になり続けているとの報告に答えてください。そして締約国が死刑確定者の精神衛生をチェックする独立機構を導入したかを明確にしてください。
 - (e) 現在の刑執行方式の見直しが、規約第7条に反していないことを確信するために行われているのか説明してください。
12. 主に自白や多くの冤罪に基づいている極めて高い有罪率に取り組む対策について報告してください。特に、2016年5月、刑事訴訟法を改正する法律の施行に従い、検察が所有している証拠のリストを開示する新方式により、弁護人は、この開示がすべての刑事事件で義務になることと併せて、すべての起訴資料に接することが出来ることを報告してください。また、刑事訴訟法の改正法に従い、すべての例外を含む、録音・録画される取調べを必要とする刑事事件の割合を知らせてください。この件に関

して、録音・録画がすべての取調べの過程や参考人取調べの段階においても行われているか、このような録音・録画がすべての殺人事件の取調べに行われ、すべての刑事事件の取調べに対しては義務とする計画があるか、そして録音・録画のコピーを弁護人が入手可能となるかを明確にしてください。締約国は犯罪の種類に関係なく、すべての未成年犯罪者に対して国選弁護人を手配するか示してください。

13. 前回の総括所見(パラグラフ 23)に関して、年間被曝線量 20 ミリシーベルト以下の避難準備区域に対する 2017 年 3 月の避難指示解除が、居住者の生命と健康に危険を及ぼし、また避難指示地区外で生活する避難民に対する住宅提供の打ち切りが、避難民を放射能の高い汚染地域への帰還を促しかねない、との懸念に答えてください。避難指示地区における被曝の高い閾値の見直しを検討しているのか示してください。同時に、原発事故以来、小児甲状腺がんの高い罹患率の報告についてのコメントと、そして被曝した人たちの生きる権利の擁護と、放射線被曝に対して十分な医療サービスを被害者に施すために講じられた対策を詳しく述べてください。
14. 優生保護法の下で障害者に対する強制的な不妊手術の報告について回答し、そしてその実行者を訴追し、被害者に対する補償と社会復帰を含む十分な賠償を支払うために講じられた措置について詳しく述べてください。

人間の自由と安全、そして自由を剥奪された人たちの処遇(7 条、9 条及び 10 条)

15. 前回の総括所見(パラグラフ 17)に関し、下記の項目について対策が取られているか報告してください。(a) 精神障害者の自発的ではない入院が、必要最小限の期間内で最後の手段としてのみに、また当事者による重大な自傷行為の防護、あるいは他者への危害を防ぐ目的のために必要かつ相応しい場合のみに課されているのか、そして適切な防護策が法的にも実施の際においても整備されているか (b) 虐待に対する実効的な調査と罰則を目的として、精神病院に対して効果的な独立した監視および報告制度の確保について (c) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の適用を精神病院内での虐待に対しても拡大すること。
16. 規約委員会の前回の勧告(パラグラフ 18)と これらの実施の評価に照らし、代用収容施設(ダイヨウカンゴク)を廃止するために、あるいは自由権規約第 9 条と 14 条に規定されているすべての保証と十分に両立する措置について報告してください。また以下の説明も行ってください。(a) 保釈金などが勾留の代替として、起訴前勾留の間に正式に考えられ、また実際に実施されているかについて (b) 弁護人がすべての取調べ中に同席できるために対策が取られているか (c) 2016 年 5 月に成立した法の下で、国選弁護人に対する適格基準とこのような法的援助が逮捕時から適用出来るのかについて (d) 取調べの時間と方法に対して厳格な時間制限が設定されているかについて (e) 取り調べ中の拷問や虐待に対する申し立てを迅速かつ公平に、そして効果的に調査する独立した苦情申し立て機関について。
17. 受刑者に対する独居房の使用に関する規定と、独居房が最後の手段であり、犯した犯罪に相応しく、そして必要最低期間の適用であるための措置についても報告してください。長期にわたる独居房の報告や精神疾患の受刑者を含む、10 年以上にわたり独居房に収容される受刑者の増加について説明してください。刑務所内の健康管理の改善に向けての取り組みについての説明と、刑務所内における慢性的な医療スタッフの不足解消のため、2015 年に成立した矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の影響について報告してください。広く認められた基盤を持つ外界との接触規制、弁護人からの通信に対する検閲、人権擁護委員会や地方弁護士連合会から派遣された弁護士と受刑者との接見に同席する刑務官に関する報告についての回答と、そしてこのような会見の秘密性を確保するための措置について報告してください。無期懲役に対する仮釈放の基準の明確化と 2014 年以降、これらの仮釈放の件数に関する情報を提供してください。

奴隷制度、強制労働、そして人身取引の排除(8条)

18. 規約委員会の前回の勧告(パラグラフ 14)とその実施の評価(COPR/C/116/2 と COPR/C/120/2 を参照)に関して、2015年12月28日に結ばれた日韓合意と、第2次世界大戦中の日本軍による性奴隷制度(「慰安婦」)問題に関する下記の取り組みについて報告してください。(a) 性奴隷制度のすべての申し立てあるいは「慰安婦」に対する他の人権侵害を調査し、実行者を処罰することについて (b) 補償と社会復帰を含む完全な賠償が性奴隷制度の被害者とその家族に対し、国籍に関係なく、確保することについて (c) 入手可能なすべての証拠を開示することについて (d) 被害者の名誉を傷つける行為に対し、正式に、そして公的に非難することについて (e) 明白な公的な謝罪を表明し、締約国の責任を認めることについて。また、「慰安婦」の問題について、冊子での言及を含め、生徒たちや一般の人たちへの啓蒙に努めているか詳しく述べてください。そして歴史的な事件、特に「慰安婦」問題の教科書への記載に対し、この問題の言及を排除しようとする政府の影響に関する申し立てについて答えてください。
19. 前回の総括所見(パラグラフ 15)に関して、性的搾取や強制労働を目的とした人身取引の根絶のため、下記の取り組みを含む対策について報告してください。(a) 被害者の身元確認の手続きを、特に強制労働の被害者に関して向上させること (b) 関係する公務員に専門の訓練を施すこと (c) 犯罪の重大性に相応しい罰則を伴って実行者を捜査し、起訴し、そして罰すること。(同時に、2014年以降の捜査、起訴、有罪判決、そして科された罰則に関する統計を示してください) (d) 被害者に対する適切な通訳サービスや補償請求に対する法的支援を含む、効果的な保護・支援措置を保証すること。
20. 規約委員会の前回の勧告(パラグラフ 16)とその実施の評価(COPR/C/116/2 及び COPR/C/120/2 を参照)に関して、(a) 技能実習生や低賃金労働者の強制送還に関連する違反への取り組み、強制実習の禁止を実習実施機関への拡大、そして権利の侵害を訴える技能実習生への報復や強制送還に対する防護策の提供など、立法措置を含む、最近の対策に関する情報を提供してください。(b) 低賃金による技能実習生の募集を防ぐため、更なる措置が計画されているか明確にしてください。(c) 2014年7月の規約委員会による総括所見の採択以来、現場での監査件数の増加に向けての対策について報告してください。(d) 外国人技能実習機構への人材の配分や監査の周期性によって、技能実習制度の機能が効果的に運営されるために、どのような措置が講じられてきたか説明してください。(e) 総括所見の採択以来の技能実習生による年間の申し立て件数と、純粋に独立した申し立て機構を設立するための措置に関する最新の情報を提供してください。

難民や難民認定申請者を含む、外国人の処遇(第7条、9条、10条及び13条)

21. 前回の総括所見(パラグラフ 19)に関して、下記の項目の対策について報告してください。(a) 強制退去中における虐待の防止について (b) 「迅速手続き」(グループ B/C)中の人たちを含む国際保護を申請するすべての人たちが、公平かつ効率的な難民手続きやルフールマン(強制退去)に対する保護への利用が与えられているか (c) 難民認定拒否の決定に対して執行停止の効果を有する独立した難民申請機構へ手続きすること (d) 難民裁定カウンセラーや難民事件での高等裁判所から出された前向きな意見を誠意を持って実施することについて (e) 難民認定申請者は必要最低期間で、既存の行政保留に替わるものが正式に検討された後で、最後の救済措置としてのみ收容されること、そして難民認定申請者は法廷において收容されることの適法性に異議を申し立てることが出来ることについて。さらに、実際の收容に代わるものの実施状況についてと既存の代替施設を拡大する計画の存在について報告してください。締約国は、包括的な難民申請者保護法の採択や入国者の最大收容期間の導入、また難民申請手続きのすべての段階において法的代理人の参加を許し、そして、難民申請者及び難民の求職活動を促進する意向があるか明確にしてください。また、2017年3月25日、一人のベトナム人を死に至らしめたと報じられている入国者收容施設の貧弱な医療管理についての報告に答えてください。

プライバシーの権利(第 17 条)

22. 前回の総括所見(パラグラフ 20)に関連して、イスラム教徒を標的とする全面的な監視と情報収集活動を防止し、違法な監視に対する防護策や虐待の際に効果的な治療を提供するための措置について報告してください。

思想・良心および信教の自由、そして表現の自由(第 2 条、18 条、19 条および 25 条)

23. 前回の総括所見(パラグラフ 22)に関し、「公共の福祉」の曖昧として制限のない概念を明確にするための措置について報告してください。そして、この概念が、自由権規約第 18 条と 19 条の 3 項で許されている僅かな制限以外に、思想・良心および信教の自由あるいは表現の自由の権利を制限しないよう保証するための措置について報告してください。
24. 憲法第 21 条の改正案について、そして自由権規約とのその適合性について報告してください。メディア規制に関して政府からの独立を保証するために、放送メディアを管理する法制度を見直す計画があるか明確にしてください。メディアに対する政府の圧力や干渉、そして、例えばメディアの自己検閲をもたらした朝日新聞紙上で「慰安婦」問題を報じた植村隆氏のケースなど、政府に対して批判的、あるいは繊細な問題を取り扱うジャーナリストへの嫌がらせの報告に答えてください。政治活動に対する公職選挙法による規制を見直す計画があるか明確にしてください。
25. 前回の総括所見(パラグラフ 23)に関して、特定秘密保護法の下で秘密として分類される様々なカテゴリーの情報が、厳格に定義されていることを保証する措置について報告してください。これは情報を収集し、受理し、伝達する権利についての規制が、国の安全保障にとって特定かつ認識可能な脅威を防ぐために、適法、均整性、そして必要の原則を満たしていることであり、また、国の安全保障をそこなわない合法的な公共の利益に関する情報を広めることに対して、個人は罰せられないということである。さらに、この法により設立された監視機構が十分な独立性を欠き、秘密の指定が適切かどうかを決定する必要な情報へのアクセスが保証されていない、との報告について意見を述べてください。また、情報の秘密指定に関連して道義に反する行為に対する内部告発は、特定秘密保護法あるいは公益通報者保護法によって守られているか明確にしてください。
26. 2003 年、教師や生徒に対して東京都教育委員会から出された 10.23 通達を実施するために講じられた取組みと、この中には式典の間、生徒を起立させるために強制されているとの疑惑や教師に対する金銭的な制裁措置を含め、自由権規約との適合性を説明してください。

平和的な集会(第 21 条)

27. 特に国会前での抗議行動や沖縄での抗議行動に課せられる、デモ参加者の撮影を含む、不当なデモ規制に対する申し立てに答えてください。沖縄では過度な実力行使により、事件を取材するジャーナリストを含む逮捕者を出し、そしてデモ参加者に対しては不釣り合いな処罰がもたらされている。

公共の生活に参加する権利(第 25 条及び 26 条)

28. 受刑者に対する選挙権の全面的な拒否あるいは刑期満了までの入獄という厳しい懲罰が自由権規約と如何に適合しているか説明してください。締約国は韓国・朝鮮人のように日本の旧植民地出身の人たちを含む日本の永住権を得ている外国人に、地方選挙権の承認を検討しているか明確にしてください。

少数民族(マイノリティー)の権利(第 26 条及び 27 条)

29. 前回の総括所見(パラグラフ 26)に関して、アイヌ民族や琉球・沖縄民族に関係する政策に、自由かつ優先的に情報を得て参加できる権利を尊重し、そして子どもたちに独自の言語で可能な限り教育が出来るために、関係法を改正し、彼らの伝統の土地や天然資源を守る権利を十分に保証するための措置について報告してください。
 30. また、植民地時代から日本に居住する韓国・朝鮮人とその子孫を一国民あるいは少数民族として認める計画があるか明確にし、そして社会保障や政治的権利の履行の問題などを含め国籍に基づく如何なる差別もなく、自由権規約の下で彼らの権利を保護するための取り組みを報告してください。高等学校の授業料無償化及び就学支援金支給制度から朝鮮高校の生徒たちが除外されているとの報告と、高齢で障害のある在日韓国・朝鮮人が国民年金法に基づく給付から事実上、除外されていることについて述べてください。
-